



三重県公報

令和2年10月16日 (金)

第 150 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
病院事業庁管理規程			
11	三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
告 示			
672	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	2
673	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
674	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	4
公 安 委 告 示			
116	警備員検定合格者審査の実施	(公 安 委 員 会)	4
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和二年十月十六日

三重県病院事業庁長 加藤 和 浩

三重県病院事業庁管理規程第十一号

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁組織規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>（県立病院の分掌事務）</p> <p>第六条 県立病院の分掌事務は、次項から第十二項までに定めるところによる。</p> <p>2 ～ 10 （略）</p> <p>11 <u>このころの医療センター感染管理室の分掌事務は、病院の感染管理に関することとする。</u></p> <p>12・13 （略）</p> <p>別表（第三条、第七条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>部名</th> <th>科及び室</th> <th>職制の配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">このころの医療センター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">医療安全管理室</td> <td style="text-align: center;">室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">感染管理室</td> <td style="text-align: center;">室長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	部名	科及び室	職制の配置	このころの医療センター	（略）	（略）	（略）		医療安全管理室	室長		感染管理室	室長	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>（県立病院の分掌事務）</p> <p>第六条 県立病院の分掌事務は、次項から第十一項までに定めるところによる。</p> <p>2 ～ 10 （略）</p> <p>11・12 （略）</p> <p>別表（第三条、第七条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>部名</th> <th>科及び室</th> <th>職制の配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">このころの医療センター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">医療安全管理室</td> <td style="text-align: center;">室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">感染管理室</td> <td style="text-align: center;">室長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	部名	科及び室	職制の配置	このころの医療センター	（略）	（略）	（略）		医療安全管理室	室長		感染管理室	室長	（略）	（略）	（略）	（略）
病院名	部名	科及び室	職制の配置																																		
このころの医療センター	（略）	（略）	（略）																																		
		医療安全管理室	室長																																		
		感染管理室	室長																																		
（略）	（略）	（略）	（略）																																		
病院名	部名	科及び室	職制の配置																																		
このころの医療センター	（略）	（略）	（略）																																		
		医療安全管理室	室長																																		
		感染管理室	室長																																		
（略）	（略）	（略）	（略）																																		

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 672 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター桑名店
桑名市大字星川 1198 番地 1
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	台数	位置
駐車場	69台	縦覧による
合計	69台	

(変更後)

駐車場	台数	位置
駐車場1	57台	縦覧による
駐車場2	12台	縦覧による
合計	69台	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前9時00分	午後8時00分

(変更後)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前6時30分	午後9時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分から午後8時30分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場1	午前6時00分から午後10時00分まで
駐車場2	午前6時00分から午後10時00分まで

ウ 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	1箇所	縦覧による
合計	1箇所	

(変更後)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場1	1箇所	縦覧による
駐車場2	1箇所	縦覧による
合計	2箇所	

3 変更年月日

2(1) 令和3年5月31日

2(2) 令和2年10月27日

4 変更理由

2(1) 駐車場の配置計画の変更のため

2(2) 施設の営業計画の変更のため

5 届出の日

令和2年9月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年10月16日から令和3年2月16日まで
 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 673 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アピタ桑名店
 桑名市中央町三丁目 21 番地ほか 5 筆
- 2 桑名市から聴取した意見
 意見なし
- 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 2 年 10 月 16 日から同年 11 月 15 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 674 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 2 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社三重銀行	旭が丘支店	鈴鹿市中旭が丘 3 丁目 10 番 26 号	鈴鹿市野町東 1 丁目 1206 番地	令和 2 年 12 月 14 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 116 号

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の規定により公安委員会が行う審査（以下「検定合格者審査」といいます。）を次のとおり実施します。

令和 2 年 10 月 16 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

1 実施期日等

(1) 実施期日

検定合格者審査に係る警備業務の種類及び級	審査日時	審査定員
空港保安警備業務 1 級	令和 2 年 12 月 9 日（水）午前 9 時 10 分から正午まで	合計 15 人
空港保安警備業務 2 級		
施設警備業務 1 級		
施設警備業務 2 級		
交通誘導警備業務 1 級		
交通誘導警備業務 2 級		
核燃料物質等危険物運搬警備		

業務 1 級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級		
貴重品運搬警備業務 1 級		
貴重品運搬警備業務 2 級		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター (サン・ワーク津)

(3) 審査当日の受付時間

午前 9 時から午前 9 時 10 分まで

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級	対象者
空港保安警備業務 1 級	警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。) 附則第 3 条第 1 号の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。) 第 1 条第 1 項に規定する検定 (以下「旧検定」といいます。) の空港保安警備 1 級に合格した者
空港保安警備業務 2 級	旧検定の空港保安警備 1 級又は 2 級に合格した者
施設警備業務 1 級	旧検定の常駐警備 1 級に合格した者
施設警備業務 2 級	旧検定の常駐警備 1 級又は 2 級に合格した者
交通誘導警備業務 1 級	旧検定の交通誘導警備 1 級に合格した者
交通誘導警備業務 2 級	旧検定の交通誘導警備 1 級又は 2 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 1 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 2 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者

ただし、規則附則第 7 条第 2 項の規定により、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 規則の施行の日 (平成 17 年 11 月 21 日。以下同じ。) において現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上である者
- (2) 規則の施行の日において現に旧検定に係る警備業務についての指定講習 (旧検定規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習をいいます。) の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上である者 ((1) に掲げる者を除きます。)

3 検定合格者審査の試験内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して実技試験を実施します。

4 検定合格者審査の申請手続等

(1) 提出書類

ア 審査申請書 (規則附則第 10 条第 1 項に規定する別記様式) 1 通

イ 写真 (申請書提出の前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1 枚

ウ 旧検定規則第 8 条の合格証 (以下「旧合格証」といいます。) の写し 1 通

エ 三重県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面 (三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。) 1 通

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

なお、三重県公安委員会から旧合格証の交付を受けた者で、旧検定の申請をした警察署と同一の警察署に申請する場合は、エの書面を添付する必要はありません。

- (2) 審査申請書の配布場所
三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）
 - (3) 審査申請の受付期間
令和2年11月10日（火）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
受付は、定員になり次第締め切ります。
 - (4) 審査申請の受付場所
郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。
ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課
イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課
ウ 三重県公安委員会から旧合格証の交付を受けた者は、旧検定の申請をした三重県内の警察署生活安全課
 - (5) 申請手数料
4,700円を三重県収入証紙により、審査申請書の提出時に納入してください。
なお、既納の申請手数料は、還付しません。
- 5 その他
- (1) 審査当日は、筆記用具及び旧合格証を持参してください。
 - (2) 実施場所ではマスクを着用してください。
 - (3) 実施場所の受付で検温を行い、体温が37度5分以上の場合は受検を断ります。この場合でも既納の申請手数料は、還付しません。
 - (4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和2年10月16日

三重県知事 鈴木英敬

員弁川用水第三土地改良区（桑名市桑部708）

退任理事

桑名市江場924-1

- 〃 東方1388
- 〃 福島新町80
- 〃 桑部708
- 〃 西金井350-1
- 〃 額田43-2
- 〃 増田225
- 〃 稗田753
- 〃 西別所1877-1
- 〃 五反田1219
- 〃 芳ヶ崎742
- 〃 森忠807
- 〃 星川1389

- 平野義一
- 伊藤宗春
- 水谷忠幸
- 松岡昇
- 松岡孝雄
- 小林繁夫
- 中村浩彦
- 山家正幸
- 加藤幸治
- 三林義和
- 水谷幹生
- 加藤保之
- 伊藤清作

退任監事

桑名市坂井527

- 〃 桑部504

- 渡辺春男
- 松岡卓

就任理事

桑名市江場 268	大須賀 実
〃 福島新町 80	水谷 忠幸
〃 東方 1388	伊藤 宗春
〃 桑部 708	松岡 昇
〃 西金井 350-1	松岡 孝雄
〃 能部 1108	水谷 米八
〃 額田 56-2	堀 高治
〃 西別所 511	水谷 隆文
〃 稗田 374	伊藤 正利
〃 坂井 527	渡辺 春男
〃 芳ヶ崎 742	水谷 幹生
〃 五反田 1187	水越 一雄
〃 森忠 704	山上 裕司
〃 星川 1389	伊藤 清作

就任監事

桑名市桑部 483-2	服部 亨
〃 稗田 696	伊藤 秀郎

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 2 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び地形測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 10 月 6 日から令和 3 年 2 月 26 日まで
- 3 作業地域
四日市市采女町、鈴鹿市国分町、同市木田町、同市石薬師町、同市河田町、同市山辺町、同市甲斐町、同市野辺町、同市竹野町、同市竹野、同市三日市、同市三日市町、同市三日市南、同市地子町、同市安塚町、同市末広町、同市末広北、同市末広西、同市末広南、同市野町、同市野町西、同市野町中、同市野町南及び同市稲生町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から通知がありました。

令和 2 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間
令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 2 月 26 日まで
- 3 作業地域
四日市市西村町、同市小牧町、同市札幌町、同市朝明町、同市北山町、同市西大鐘町、同市中野町、同市市場町、同市高見台、いなべ市北勢町二之瀬、同市北勢町小原一色、同市北勢町塩崎、同市北勢町川原、同市北勢町千司久連新田、同市北勢町田辺、同市北勢町京ヶ野新田、同市北勢町畑毛、同市北勢町向平、同市北勢町下平、同市北勢町瀬木、同市北勢町阿下喜、同市北勢町飯倉、同市北勢町別名、同市北勢町東禅寺、同市北勢町垣内、同市北勢町治田外面、同市北勢町ふ麓村、同市北勢町中山、同市北勢町東村、同市北勢町麻生田、同市北勢町其原、同市員弁町市之原、同市員弁町上笠田、同市員弁町坂東新田、同市員弁町大泉、同市員弁町下笠田、同市員弁町宇野、同市員弁町笠田新田、同市員弁町平古、同市員弁町松名新田、同市員弁町御菌、同市員弁町楚原、同市員弁町石仏、同市員弁町大泉新田、同市員弁町松之木、同市員弁町畑新田、同市員弁町北

金井、同市員弁町西方、同市員弁町岡丁田、同市員弁町暮明、同市員弁町東一色、同市大安町丹生川久下、同市大安町片樋、同市大安町石樽東、同市大安町石樽下、同市大安町鍋坂、同市大安町平塚、同市大安町中央ヶ丘、同市大安町高柳、同市大安町門前、同市大安町大井田、同市大安町南金井、同市大安町梅戸、同市藤原町下相場、同市藤原町川合、同市藤原町野尻、同市藤原町石川、員弁郡東員町大木、同町北大社、同町南大社、同町長深、同町山田、三重郡菰野町田口新田及び同町小島

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から通知がありました。

令和 2 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 9 月 15 日から令和 3 年 2 月 26 日まで
- 3 作業地域
尾鷲市大字南浦、同市賀田町、同市曾根町、熊野市育生町大井、同市育生町長井、同市育生町尾川、同市育生町粉所、同市育生町赤倉、同市神川町神上、同市神川町長原、同市神川町花知、同市神川町柳谷、同市五郷町和田、同市五郷町寺谷、同市五郷町桃崎、同市五郷町湯谷、同市五郷町大井谷、同市飛鳥町大又、同市飛鳥町小又、同市飛鳥町小阪、同市飛鳥町佐渡、同市飛鳥町野口、同市飛鳥町神山、同市紀和町小森、同市紀和町木津呂、同市紀和町花井、同市新鹿町、同市大泊町、同市井戸町、同市有馬町、同市金山町、南牟婁郡御浜町大字阪本、同町大字上野、同町大字川瀬、同町大字栗須、同町大字片川、同町大字西原、同町大字中立、同町大字柿原、同町大字引作、同町大字阿田和、同町大字神木、同郡紀宝町桐原、同町高岡、同町鶴殿及び同町井田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野農林事務所長から通知がありました。

令和 2 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 10 月 2 日から令和 3 年 1 月 15 日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡御浜町大字上市木

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 2 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 2 年 9 月 25 日	伊賀市下友生字欠ノ前 2834-1 ほか 4 筆	名張市桔梗が丘 2 番町 4 街区 20 名張ハウス株式会社 代表取締役 横 矢 輝
令和 2 年 9 月 28 日	伊勢市岩淵 3 丁目 656-1 ほか	四日市市久保田 1 丁目 5-41 株式会社名泗コンサルタント 代表取締役 牧 野 昌 良
令和 2 年 9 月 29 日	三重郡川越町大字豊田字南台 161-1	愛知県名古屋瑞穂区妙音通 3 丁目 31-1 株式会社 A V A N T I A 代表取締役 沢 田 康 成
令和 2 年 9 月 29 日	三重郡川越町大字当新田字下之割 333	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 光 彦

令和2年 10月1日	伊勢市小俣町明野 304-13	伊勢市小俣町明野 1234 株式会社下村住建 代表取締役 下村 光荣
令和2年 10月5日	三重郡菰野町大字神森字神森 877-1 ほか1筆	四日市市西浦2丁目2-4 有限会社タウンエステート 代表取締役 加藤 武士

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
